

私共資格第 15 号
令和 6 年 5 月 1 日

学校法人等代表者 殿
私学共済事務担当者 殿

日本私立学校振興・共済事業団
理事長 福原紀彦

「資格取得報告書（新規・継続・再）」等の提出にかかる省令改正について

平素から、私学事業団の共済業務につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 6 年 1 2 月からの加入者証廃止に伴い、加入者等が医療機関等にかかった際に、医療機関等でのオンライン資格確認が円滑に行えるよう、医療保険者が被保険者等の資格に係る情報を速やかに登録できるようにするため、下記のとおり、私立学校教職員共済法施行規則（以下「施行規則」といいます。）の一部が改正されました（令和 6 年 4 月 3 0 日公布）。

学校法人等におかれましては、資格取得報告書等の提出に際し、適切に対応して下さるようお願いいたします。

記

1. 施行日

令和 6 年 5 月 7 日

2. 改正事項

次の報告書等の提出期限について、事由が生じてから「5 日以内に提出すること」に改正されました。

- ・「資格取得報告書（新規・継続・再）」（施行規則第 1 条第 1 項の 1 号）
- ・「被扶養者認定申請書」（施行規則第 1 条の 5 第 1 項）
- ・「学校法人等異動報告書」（施行規則第 1 条第 2 項の 2 号）
- ・「特定学校法人等該当届書」（施行規則第 1 条の 2 の 3 号）
- ・「後期高齢者医療制度被保険者資格該当・不該当届出書」（施行規則第 3 7 条の 2 第 2 項）